

公益社団法人栗原法人会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人栗原法人会（以下、「この法人」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員等の報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「一般法人法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、委員と幹事を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、一般法人法第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員等が受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費(宿泊費含む)手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とする。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支払うことができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、理事会の決議により退職手当金を支給することができる。
- 5 常勤役員の退職手当金は、第4条第3項に規定するものとする。
- 6 非常勤役員等は無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬総額は社員総会で決定し、別表第1「常勤役員の報酬総額」に明記する。

- 2 常勤役員の報酬額は、前項により決定された「報酬総額」の限度内で理事会において決定する。
- 3 常勤役員に対する退職手当基準は、社員総会で決定し、別表第2「常勤役員退職手当の算出基準」に明確にするとともに、退職手当額(積立月額)は理事会の決議を経て決定する。
- 4 退職手当金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退職した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除した上で、通貨をもって支給する。

(公表)

第7条 この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会の決議により別に定める。
- 2 この規程は、公益社団法人栗原法人会設立登記の日から施行する。
- 3 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬総額 4,000 千円以内

別表第2 常勤役員退職手当の算出基準

職員の退職給与金規程に準じ、中小企業退職金共済制度加入による掛金月額と掛金納付月に応じ、中小企業退職金法に定められた額とする。